

佐野小学校外LED照明整備事業

仕様書

令和6年5月

佐野市

目次

共通編	1
1 本書の位置付け	1
2 用語の定義	1
3 遵守すべき法令等	3
4 担当職員の権限	4
5 受注者の相互協力	4
6 業務の一時中止	5
7 仕様の変更	5
8 完了確認	5
9 検査	5
10 引渡し	5
11 履行報告	6
12 業務における対象物の所有権	6
13 安全確保	6
14 文化財の保護	7
15 交通安全管理	7
16 守秘義務	8
17 整理整頓	8
18 良好な作業環境の確保	8
19 発見・拾得物の処置	8
20 後片付け	8
21 事故報告書	9
22 休日または夜間の作業連絡	9
23 受注者に対する措置請求	9
24 関係官公庁への手続等	9
25 不可抗力による損害	9
26 臨機の措置	10
27 暴力団等による不当介入	10
28 その他	10
調査・設計及び施工監理編	11
1 適用	11
2 業務期間	11
3 業務場所	11
4 業務内容	11
5 調査・設計及び施工監理対象設備	11
6 調査・設計計画書	11
7 施工事前詳細調査	11
8 設計	12
9 導入機器仕様	13
10 施工計画基準の承認及び施工への引継ぎ	16
11 照明施設管理用データの構築	16
12 施工監理	16

施工編.....	18
1 適用.....	18
2 業務期間.....	18
3 業務場所.....	18
4 施工対象設備.....	18
5 施工計画書.....	18
6 施工の下請負.....	19
7 連絡受付.....	19
8 施工現場発生品.....	19
9 建設副産物.....	19
10 施工現場管理.....	20
11 材料確認.....	21
12 材料の保管.....	21
13 環境対策.....	21
14 施工手順（屋外）.....	22
15 施工手順（屋内）.....	23
16 管理プレート等の設置.....	23
17 写真管理.....	23
18 完了報告書.....	23
19 電力契約の変更.....	24
20 省エネルギー効果・検証.....	24
21 照明施設管理用データの更新.....	24

巻末資料

【別紙1】対象公共施設一覧表

共通編

1 本書の位置付け

本仕様書（以下「本書」という。）は、佐野市（以下「発注者」という。）が、佐野小学校外照明設備 LED 化業務委託（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「受注者」という。）を募集及び選定するに当たり、「募集要項」と一体のものとして提示するものである。

また、受注者の遂行する業務に係る仕様を示すことを目的としている。なお、本書本業務の基本的な内容について定めるものであり、本書に明記されていない項目であっても、本業務を実施する受注者の責任において、完備また遂行するものとする。

2 用語の定義

(1) 担当職員

佐野市総合政策部財産活用課に配置し、必要な打合せ、協議、確認等の業務を遂行する者をいう。

(2) 最終提案者

最終提案書とは、契約候補者との提案内容の協議後の提案書をいう。

(3) 契約図書

契約図書とは、募集要項、本書、最終提案書をいう。

(4) 指示

指示とは、担当職員が受注者に対し、必要な項目について書面により示し、実施させることをいう。

(5) 請求

発注者また受注者が契約内容の実施あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

(6) 承諾

承諾とは、担当職員または受注者が書面により同意することをいう。

(7) 協議

協議とは、発注者または担当職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(8) 提出

提出とは、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(9) 提示

提示とは、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員または確認者に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

(10) 報告

報告とは、受注者が担当職員に対し、業務の状況または結果について書面により知らせることをいう。

(11) 通知

通知とは、発注者と受注者の間で、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員

に対し、業務に関する項目について、書面により互いに知らせることをいう。

(12) 連絡

連絡とは、発注者と受注者の間で、担当職員が受注者に対し、または受注者が担当職員に対し、緊急で伝達すべき項目等について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(13) 書面

書面とは、手書き、印刷物等による打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ア 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

イ 電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。

(14) 写真

写真とは、着手前及び完了、管理の手段として完了後目視できない箇所の状況、出来形寸法、品質管理状況、業務中の災害写真等を撮影したものをいう。また、写真の撮影時点等については、調査・設計及び施工監理編並びに施工編に従う。

(15) 帳票

帳票とは、施工計画書あるいは業務計画書、打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

(16) 確認

確認とは、担当職員または受注者が臨場または関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(17) 立会

立会とは、担当職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(18) 補修

発注者が確認時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき修繕、訂正、補足その他の措置をいう。

(19) 現場発生品

現場発生品とは、業務の実施により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

(20) J I S規格

J I S規格とは、日本工業規格をいう。

(21) 施工計画基準

施工計画基準とは、灯具種類や設置場所などの条件に応じた施工方法、選定する灯具などを定めた書類をいう。

(22) 施工計画書

施工計画書とは、施工に必要となる現場体制、計画工程、緊急時の体制、建設副産物の処理方法などを定めた書類をいう。

3 遵守すべき法令等

本業務の実施にあたり、以下の法制度等並びに調査・設計及び施工監理並びに施工等の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本業務の仕様と照合のうえ適宜参考にする（各々最新版を適用する）。

(1) 法令

- ・地方自治法
- ・消防法
- ・道路法
- ・道路交通法
- ・道路運送法
- ・都市公園法
- ・環境基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・建設業法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・土壌汚染対策法
- ・自然環境保全法
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・電気事業法
- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・土木・電気の各種関係資格法及び労働関係法
- ・下請代金支払遅延等防止法
- ・健康保険法
- ・個人情報保護に関する法律
- ・中小企業退職金共済法
- ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- ・出入国管理及び難民認定法
- ・その他関連法令等

(2) 条例等

- ・本業務に係わる佐野市都市公園条例

- ・本業務に係わる佐野市火災予防条例
 - ・本業務に係わる佐野市環境基本条例
 - ・本事業に係わる佐野市水と緑と万葉のまち景観条例
 - ・佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例
 - ・佐野市財務規則
 - ・佐野市生活環境の保全に関する条例
 - ・佐野市行政手続条例
 - ・佐野市個人情報保護条例
 - ・佐野市情報公開条例
 - ・その他の関連条例等
- (3) 各種基準・指針等
- ・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
 - ・建設機械施工安全技術指針
 - ・LED 照明日本工業規格（一般社団法人日本照明工業会）
 - ・土木工事安全施工技術指針
 - ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・（解説）電気設備の技術基準
 - ・都市公園技術標準解説書
 - ・J I S 照度基準
 - ・栃木県土木工事共通仕様書
 - ・栃木県業務委託共通仕様書
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・佐野市電子納品運用ガイドライン（第 5 版）
 - ・栃木県グリーン調達推進方針
 - ・建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）
 - ・その他の関連基準・指針等
- (4) 法令違反の処置
- 受注者は、法令等に違反した場合に発生する責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

4 担当職員の権限

- (1) 担当職員は、受注者に対する指示、承諾、協議または連絡等の権限を有する。
- (2) 担当職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は担当職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により担当職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

5 受注者の相互協力

受注者相互の協力受注者は、関連する業務の受注者と相互に協力しなければならない。また、他受注者が行う、関連する業務が同時に実施される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

6 業務の一時中止

- (1) 発注者は、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、業務の全部または一部の業務について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、適切に対応しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは担当職員の指示に従わない場合等、担当職員が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受注者に通知し、業務の全部または一部の業務について一時中止させることができる。

7 仕様の変更

(1) 仕様の変更自由

発注者は、本業務期間中に、次の事由により仕様を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更される時。
- ・天災等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なときまたは業務内容が著しく変更される時。
- ・本書に定められた内容に生じた疑義、本書によることが困難または不都合が生じたとき。

(2) 仕様の変更手続

発注者は、仕様を変更する場合、事前に受注者と協議を行う。

なお、本書に定められた内容に生じた疑義、本書によることが困難または不都合が生じた場合は、担当職員と協議を行い、措置の有無に関わらず、受注者は記録を整備し、担当職員に提出する。

8 完了確認

下記の確認時期において、担当職員による確認を受けなければならない。

- (1) 調査・設計完了時
- (2) 施工計画作成時
- (3) LED化施工完了時
- (4) 照明施設管理用データ構築完了時
- (5) 省エネルギー効果・検証資料提出時

9 検査

調査・設計及び施工が完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者の指示に従い、検査を受けなければならない。

10 引渡し

個別契約の検査の結果、合格と認められたときは、速やかに発注者へ成果物を引渡さなければならない。なお、引渡しに当たっては、引渡し目的物の不備不足や損傷等がないかを確認しなければならない。

1 1 履行報告

受注者は、進捗状況が確認出来る資料を、調査・設計及び施工の履行中は毎月担当職員へ報告書を提出しなければならない。

1 2 業務における対象物の所有権

調査・設計及び施工対象設備（本書施工編記載）等の所有権は、引渡し時点において所有権が受注者から発注者へ移転する。

1 3 安全確保

(1) 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省、平成17年3月31日）、建築工事安全施工技術指針（平成27年1月20日国営整第216号）を参考にして、常に現場の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は本業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

(2) 支障行為等の防止

受注者は、本業務期間中、担当職員及び管理者の許可なくして、公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

(3) 周辺への影響防止

受注者は、本業務の実施に際し現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう行わなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに担当職員へ連絡し、その対応方法等に関して担当職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(4) 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

(5) 第三者の立ち入り禁止措置

受注者は、現場付近における事故防止のため一般の立ち入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

(6) 定期安全研修・訓練等

受注者は、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

(7) 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、記録した資料を整備及び保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

(8) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、電気事業者、鉄道管理者、河川管理者、労働基準監督署、公園管理者、施設管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本業務中の安全を確保しなければならない。

(9) 安全優先

受注者は、本業務中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年

6月改定 法律第 57 号) 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

1 4 文化財の保護

(1) 一般事項

受注者は、業務の実施にあたり文化財の保護に十分注意し、業務中に文化財を発見したときは直ちに本業務を中止し、契約図書に関して、担当職員と協議しなければならない。

(2) 文化財等発見時の処置

受注者が、業務の実施にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る施工等に起因するものとみなし、発注者が、当該埋設物の発見者としての権利を保有するものである。

1 5 交通安全管理

(1) 一般項目

受注者は、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に施工公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に施工公害による損害を及ぼした場合は、契約図書に基づき、処置するものとする。

(2) 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る施工にあたっては、交通の安全について、担当職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 2 年 3 月 27 日内閣府・国土交通省令第一号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土交通省、平成 18 年 3 月 31 日改定 国道国防第 205 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における施工情報板及び施工説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 22 年 4 月 1 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（国土交通省国関整道第 8 号令和元年 5 月 21 日）に基づき、安全対策を講じなければならない。

なお、本業務の施工以外に現地調査においても同様の対策を講じるものとする。

(3) 公衆交通の確保

公衆の交通が自由、且つ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

(4) 作業区域の表示等

受注者は、施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

なお、施工以外に現地調査についても同様の対策を講じるものとする。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止

ア 積載重量制限を超過して施工用資材を積み込まず、また積み込ませない。

- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しない。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の納入等にあたっては、資材を納入する業者の利益を不当に害することのないようにする。
- エ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
- オ 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質、且つ重大な事故を発生させたものを排除する。
- カ アからオについて、周知徹底する。

(6) 交通誘導警備業務

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成 21 年 9 月 30 日栃木県公安委員会告示第 54 号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を一人以上配置しなければならない。また、上記以外の現場（公園敷地内等も含む）において交通誘導業務を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を一人以上配置するよう努めることとし、有資格者の配置ができない場合は、警備業法に基づく所定の教育を受けた者をこれに代えることができることとする。なお、上記の交通誘導業務を行う場合は、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

1 6 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

1 7 整理整頓

受注者は、本業務期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

1 8 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

1 9 発見・拾得物の処置

受注者は、業務中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、担当職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

2 0 後片付け

受注者は、業務の全部または一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、且つ撤去し、業務にかかる部分を清掃し、且つ整然とした状態にするものとする。

2 1 事故報告書

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合には、直ちに担当職員に連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

2 2 休日または夜間の作業連絡

受注者は、契約図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、現場における作業を行うにあたり、事前に担当職員に連絡しなければならない。

2 3 受注者に対する措置請求

担当職員は、受注者が業務に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 4 関係官公庁への手続等

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を担当職員に報告し協議するものとする。
- (3) 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を担当職員に提示しなければならない。なお、担当職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- (4) 受注者は、手続に許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

2 5 不可抗力による損害

- (1) 災害の報告
受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が下記の(2)被害の基準に該当する場合は、直ちに工事災害通知書を担当職員に通知しなければならない。
- (2) 被害の基準
 - ア 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
 - (ア)24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
 - (イ)1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上
 - (ウ)連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
 - (エ)その他契約図書で定めた基準
 - イ 強風に起因する場合 最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合
 - ウ 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
 - エ 地震、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

2.6 臨機の措置

- (1) 受注者は、災害発生時等においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、措置をとった場合には、直ちに関係機関に通報及び担当職員に連絡しなければならない。
- (2) 担当職員は、天災等に伴い、本業務に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

2.7 暴力団等による不当介入

(1) 一般項目

本業務において、暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 担当職員への報告

(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により担当職員に報告しなければならない。

(3) 担当職員との協議

本業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、担当職員と協議を行わなければならない。

2.8 その他

業務期間中に照明施設の増設や減設を実施し、対象の照明施設等の数量等が変動した時は、協議することができることとする。

調査・設計及び施工監理編

1 適用

本業務における施工前の事前調査・設計及び管理用データの構築に係る契約図書の内容について、必要な項目を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 業務期間

契約締結日 から 令和8年3月20日

3 業務場所

市内全域

公共施設内の屋内・外の照明設備（既設 LED を含む）

4 業務内容

- (1) 調査・設計：調査・設計計画書作成、施工事前詳細調査、置換器具の設計
- (2) 照明施設管理用データの構築：全体及び所管課毎の照明施設管理用データの構築

5 調査・設計及び施工監理対象設備

調査・設計及び施工監理の対象設備は、別紙1「対象公共施設一覧表（以下「一覧表」という）」のとおりとする。なお、既設のLED照明についても、耐用年数から必要に応じて交換対象とするので、調査・設計の対象とする。

6 調査・設計計画書

- (1) 受注者は、担当職員と提出時期について協議したうえで、調査・設計計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
- (2) 調査・設計計画書には、下記項目を基本とし、記載するものとする。
 - ア 調査・設計工程
 - イ 調査・設計組織計画
 - ウ 連絡体制(緊急時含む)
- (3) 変更調査・設計計画書
受注者は、調査・設計計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、着手する前に変更に関する項目について、変更調査・設計計画書を担当職員に提出しなければならない。
- (4) その他
調査・設計計画書作成にあたり、施設管理者及び担当職員と協議すること。また、協議、説明の際は、積極的な対応及び真摯な姿勢を心がけること。

7 施工事前詳細調査

- (1) 受注者は、発注者より貸与された対象となる照明設備の資料に基づき、全照明設備について現地調査を実施し、対象設備の型番及び寸法と設置する天井等の高を調査する。

- (2) 現地調査時の写真撮影は、担当職員の承認を得た方法での写真撮影を行う。
- (3) 調査の項目は概ね以下の通りとするが、事前に担当職員と協議して決定した項目について行うこととする。
- ア 位置情報（施設名、階層、部屋名称、照明管理番号等）
 - イ 照明種別（ランプ種類、電気容量、灯高、設置用途、支柱形式等）
※電力出力容量が不明確な場合は、その旨を照明施設管理用データ上に記録し、施工時に安定器の型番などの表示内容を確認し補完する。
 - ウ 契約形態（電力会社からの受電容量契約）は、施設毎に確認し、屋外照明設備等で直接引込みがある場合は、その個別引込み契約形態を確認する。
※契約形態が不明な設備や現地にて解明できない場合は、施工前に施設管理者及び担当職員に報告し協議する。
 - エ 履歴情報（設置年月、ランプ交換等の修繕状況、その他補修）
※貸与資料及び現地確認にて、設置年月等が不明な場合は、担当職員に報告しその取扱いについて協議できることとする。
 - オ 照明器具が取り付けられている支柱等について、錆などの腐食状況を確認し健全度の判定を行う。なお、屋外の照明設備に関しては、防球ネット等その他施工に支障をきたすと思われる他の設備についても確認を行う。また、不健全な支柱等やその他の設備が発見された場合は、その状況報告書を作成し、担当職員に報告する。
 - カ 現地調査結果（支柱の腐食状況や照明器具、周辺設備の不具合含む）の報告は、様式指定はないが、現地調査後、速やかに担当職員の確認を受けること。
※貸与する設備資料から現地調査を行った結果で設備・灯数が増減することがある
- (4) 電力契約の整合
- ア 対象照明設備に係る電力契約の整合は、契約電気事業者からの明細書と既設の現地調査の結果を確認し、設備ごとに契約の突合を行い整合させる。
 - イ 契約不整合（契約状況の不明や不一致等）の照明設備が発見された場合は、担当職員と協議しその解明に努める。
 - ウ 電力契約の整合の結果について、担当職員に報告する。

8 設計

(1) 基本的事項

以下に示す基準・仕様を満たし、省エネルギーの推進による環境に配慮した低炭素社会の実現と経済的な電気料金の削減及び地域経済活性化を目的として最も省エネルギー効果が高くなるよう、それぞれの施工対象施設の用途を考慮した照明器具の選定設計を行うこととする。また、その結果を担当職員に提出し承認を得る。

(2) 一般的事項

- ア 導入する LED 照明のメーカーは、国内で製造（組立、加工を含む）及び販売の実績が 20 年以上あること。
- イ 品質マネジメントシステム ISO 9001 及び環境マネジメントシステム ISO 14001 を取得した工場にて製造された製品であること。
- ウ ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品及び新古品については認めない。
- エ 導入する LED 照明は、提案時点で製品化されており、且つ製造及び販売が継続中であ

ること。

- オ LEDチップ及びLEDパッケージが他者の知的財産権を侵害していないこと。
- カ 導入するLED照明の製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。
- キ 環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的、且つ計画的に推進するため、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2（2020）年2月）によるものとする。
- ク 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」に品質・性能等が規定されている材料並びに一般社団法人公共建築協会が重要と認め、指定する材料等に係る評価を行った「設備機材等評価名簿」を適用すること。
- ケ 直管LEDランプはJISで規定されているものであること。

(3) 適用基準及び規格

西暦年の付記がない引用規格はその最新版（追補を含む）に準拠すること。

- ア 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
- イ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ウ JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則
- エ JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則
- オ JIS C 8153 LEDモジュール用制御装置—性能要求事項
- カ JIS C 8154 一般照明用LEDモジュール—安全仕様
- キ JIS C 8155 一般照明用LEDモジュール—性能要事項
- ク JIEG-001：2013 照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画
第3版 —LED対応増補版—
- ケ JIL 5002 埋込み形照明器具
- コ JIL 5004 公共施設用照明器具

9 導入機器仕様

(1) 製品仕様 一般照明器具

- ア 一般照明器具は、原則として電源内蔵型LEDベースライト（ライトバー（光束、色温度、調光、グレア対策を選択肢として保有するもの）にて交換可能）タイプとし、既設器具を流用したLEDランプの交換は認めない。
- イ LEDベースライトにおいては照明器具の外郭は不燃材あるいは難燃材（UL-V0相当）で構成されていること。
- ウ LEDベースライトの透光性カバーを取り付けるフレーム部分は金属製であること。
- エ 一般照明器具は、原則として電源内蔵型LEDベースライト（ライトバー（光束、色温度、にて交換可能）タイプとする。
- オ 定格電力：100～242V
- カ 設計寿命：40,000時間以上（光束維持率85%）
- キ 演色性：Ra83以上
- ク 器具の出力及びプルSW付等は既設器具を考慮し、同等以上とすること。
- ケ 天井改修を伴う器具の再配置は行わない。また、器具寸法は、既設サイズを考慮すること。

- コ 埋込型スクエアタイプはLEDユニットが交換可能なタイプとする。なお、LEDユニットは、光束、色温度、調光、グレア対策の選択肢として保有するものとする。
 - サ ダウンライトは光束、色温度、調光、グレア対策の選択肢として保有するものとする。埋込穴が異なる場合、リニューアルプレートで対応すること。
 - シ 器具改造を伴う場合、発注者と協議の上、仕様決定すること。
 - ス 非常灯内蔵器具（電源別置型）は改修後のLED器具の近傍に、現状と同等の機能を有する器具を天井構造に応じて設置すること。
 - セ この他の提案については、発注者の承認を得ること。
- (2) 製品仕様 高天井用照明器具
- ア 高天井用照明器具は、電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとする。
 - イ 定格電力：100～242V
 - ウ 設計寿命：60,000時間以上（光束維持率85%）
 - エ 演色性：Ra70以上
 - オ 水銀灯700形相当以下の器具は設置高さ9m以下
水銀灯1000形相当以上の器具は設置高さ12m以下の場合においては下面ガードを設置すること。
- (3) 製品仕様 防災用照明器具
- ア 建築基準法及び消防法に定める器具を設置すること。
 - イ 電源（電源別置型、電源内蔵型）は既設と同様とすること。
 - ウ 所轄の消防署に改修に伴う申請を行うこと、その際、改善等を指摘された場合は発注者と協議すること。
- (4) 製品仕様 美術館・博物館壁面展示ケース用照明器具
- ア 目線高さH1.5mにおいて鉛直面照度150lx以上及び最低照度50lx以下が可能なこと。
 - イ 展示ケース用照明器具を本設置する前に、現場で実際の展示ケース用照明器具数台を設置し、“ア”の項目及び光のイメージを確認すること。確認の際は、発注者、会館長または会館スタッフ、メーカーが立ち合うこととし、3者の了解を得てから展示ケース用照明器具(特注器具)を製作すること。
 - ウ 均斉度重視のケースは、LED反射板方式1列タイプで、単体でもムラなく均一に鉛直面を照射可能なこと。既設器具がトラフ型の場合はその限りでないものとする。
 - エ 定格電力：100～242V
 - オ 設計寿命：40,000時間以上（光束維持率85%）
 - カ 演色性：LED反射板方式1列タイプはRa95以上、且つR975以上。
その他器具はRa95以上とする。
 - キ 色温度：2700～5000Kの間で、無段階に連続して調光・調色が可能であること。
 - ク 5～100%の範囲でスムーズな調光が可能であること。
 - ケ 調光・調色するための制御機器は、複数の展示シーンの記憶が可能な機器、もしくは簡易操作可能なロータリー機器とする。
制御機器の設置位置は、会館長または会館スタッフと協議の上決定すること。
 - コ 展示ケース用照明器具は、展示期間中の点灯動作確認など、緊急時のメンテナンス体

制が重要なため、栃木県内に対応組織があり、問合せや故障などに迅速に対応すること。

(5) 製品仕様 舞台・ホール用(演出用)照明器具

ア 下記の調光システムを全て用意できるメーカーであること。

調光システム概要：照明負荷、LED 演出照明設備、調光装置設備、調光操作卓、客席側一般照明設備で構成する。

イ 既設設備のLED化改修工事に伴い、調光システム及び操作(使い勝手)が変わらない仕様とする。但し、仕様変更がやむを得ない場合は、発注者、会館長または会館スタッフ他の了解を得ること。

ウ 舞台・ホール用(演出用)照明器具は発注者、会館長または会館スタッフ他の承認を得る仕様とすること。必要に応じ、下記に定める仕様書、標準図等を適用する。

・劇場等演出空間電気設備指針：(社)電気設備学会、(社)劇場演出空間技術協会

・演出空間仮設電気設備指針：(社)電気設備学会

エ 舞台・ホール用(演出用)照明器具は、点灯動作確認など、緊急時のメンテナンス体制が重要なため、栃木県内に対応組織があり、問合せや故障などに迅速に対応すること。

オ 原則として、改修計画提案書等に記載の参考型番の製品を採用し、工事を遂行すること。

(6) 製品仕様 競技場用投光器

ア 球技場、広場、運動場に設置する競技場用投光器は、既設の投光器と同等以上の光漏れ・光害対策を講じた光学性能を有するものとし、以下の条件を満たすこと。

イ 光害対策性能 環境省策定 光害対策ガイドライン(令和3年3月改定版)に定める光環境類型E2を満たすこと。

ウ 競技場用投光器は電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとすること。

エ 定格電力：100～242V

オ 設計寿命：40,000時間以上(光束維持率85%)

カ 演色性：Ra70以上

キ 色温度：5000K±500

ク 保護等級：IP65相当(電源接続部を除く)

ケ 競技場用投光器は落雷による故障発生の低減を目的に、電源線と筐体との間に15kVのサージ電圧を印可しても故障が無く、再使用可能であること。

(7) 製品仕様 その他競技場用の商材

ア 電撃殺虫器も更新の対象とする。陸上生態系の保護の観点から、殺虫機能のない拡散を低減する虫対策機器も使用可能とする。

イ 設置する照明自動点灯盤は、以下仕様を満たすこと。

①利用者が現地で操作する方式であること。

②管理施設にある照明制御盤と連動できること。

③利用申込の時間枠内に自動点灯し、終了時刻5分前にブザー、回転灯等で利用者に終了予告を行うこと。

④終了後は、残置灯を10分間点灯可能であること。

⑤殺虫器、誘虫器等を設置する場合は、利用終了・消灯後60分間継続点灯を行うこと。

(8) その他の仕様

- ア 設計においてLED改修の際に大きなデザイン変更がある場合や取り付け構造上選定する照明が基準及び仕様条件を満たさない場合については、担当職員と協議し対応すること。
- イ 既存の遮光板が設置されている場合、灯具交換後、元の状態に復旧すること。
- ウ 計画的に消灯を実施している照明は、担当職員と協議し対応すること。

1 0 施工計画基準の承認及び施工への引継ぎ

前記5～9を踏まえ、灯具種類や設置場所などの条件に応じた施工方法、選定する灯具など定めた施工計画基準を作成し、担当職員の確認を受けたのち、施工役割を担う構成員へ引継ぐものとする。

1 1 照明施設管理用データの構築

(1) 照明施設管理用データの構築

- ア 本市から貸与される集計表を基に現地調査結果を反映させたくて、照明施設管理用データを施設毎に構築する。なお、集計方法等にも配慮した見やすくわかりやすい照明施設管理用データを構築し、担当職員の承認を得ること。
- イ 動作する環境
使用するOSはWindowsとし、ソフトウェアはExcel2003からExcel最新版までの動作において不具合がないものとする。また、アドイン及びマクロの設定は極力行わないこととし、アドイン、マクロの設定が必要である場合は、担当職員の承諾を得る。
- ウ 管理
予期しない問題が発生し、照明施設管理用データが使用不可能となることを回避するため、事業者においてバックアップを適宜行う。
- エ 照明施設管理用データの構築にあたり、操作方法、入力方法等をまとめた照明施設管理用データのマニュアルを作成する。
- オ アドイン、マクロ及び複雑な計算式を使用した場合は、各々の内容についてマニュアルに説明を記載する。

(2) 照明位置図作成

管理対象の照明施設について、既存図面（施設平面図又は敷地平面図等）に照明位置を図示する。作図方法等は、事前に担当職員に承認を得る。

1 2 施工監理

(1) 施工開始前

- ア 施工計画基準及び施工計画書に基づき、施工監理実施計画書を作成し、担当職員の確認を受けることとする。
- イ 施工役割を担う構成員と事前協議を行い、施工計画書について照査する。
- ウ 施工計画書に基づき、各種照明機器及び関連部材の調達可能時期、施工開始時期、及び施工完了時期を確認し、工事工程表の見直しが必要な場合は、速やかに施工計画書の修正を指示し、担当職員に報告する。

(2) 施工中

- ア 施工における各現場事務所（仮設事務所等）の整備状況を確認し、安全対策の確認を行う。
- イ 安全対策に疑義がある場合は、是正を指示し、その処置状況を再度確認する。
- ウ 安全対策が確認された時、担当職員に施工開始の報告を行いその承認を受ける。
- エ 施工中は、各現場を定期巡回し、安全管理体制の確認と作業進捗確認を行い、毎月担当職員に報告を行う。
- オ 全ての施工現場の全施工状況について把握し、問題があれば適宜現場事務所へ赴き、現場責任者と協議する。
- カ 計画どおりの進捗が図られていない場合や工事が遅延する恐れがある場合は、速やかに現場責任者と協議を行い、担当職員に報告する。
- キ 施工終了時においては、施工完了報告書とともに現地仕上がり状況も併せて確認し、疑義がある場合は、是正を指示し、その処置状況を再度確認する。
- ク 施工計画通りの手順や内容で施工していることや仕様書に定められた施工を実施しているかを確認し、その結果を記録する。また、施工方法ごとに代表1箇所において、施工状況写真を詳細に撮影することを基本とするが、撮影頻度は担当職員と協議の上、決定する。

(3) 施工後

- (1)、(2)に関して、施工監理報告書を提出する。

(4) その他

- ア 対象の照明施設等の数量等が変動した際の変更数量及び変更契約金額の算出等に関する資料を作成する。
- イ 契約において、部分払い請求があった場合の工事出来高調書等を作成する。
- ウ 工事監督業務の補助的業務（協議、立会い、検測及び観察など）も本事業に含むものとする。なお、具体的な業務内容は担当職員と協議すること。
- エ 施工編において、担当職員との協議、提出、提示等（以下、「担当職員との協議等」という）が求められているすべての事項について、事前に調査・設計及び施工監理役割を担う構成員が内容を審査し、必要に応じて是正等を指示すること。また、その是正状況を確認した後、調査・設計及び施工監理役割を担う構成員が担当職員との協議等を主体的に行うこと。

施工編

1 適用

本業務の LED 化施工に係る、必要な項目を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。なお、範囲は以下のとおりとする。

- (1) 施工計画書：施工計画書の作成（期間、使用機器、仮置場、灯具、設置場所等）
- (2) 施工：対象施設において安全且つ適切に施工を実施する。適切な撤去処分
- (3) 照明施設管理用データの更新：前編で作成された照明施設管理用データの更新

2 業務期間

契約締結日 から 令和8年3月20日

3 業務場所

市内全域

公共施設内の屋内・外の照明設備（既設 LED を含む）

4 施工対象設備

- (1) 対象設備照明の所管及び数量は、別紙1「対象公共施設一覧表（以下「一覧表」という）」と前記にて作成された設計書の内容のとおりとする。
- (2) 本編における対象は以下のとおりとする。
 - ア 施工対象は、上記一覧表の内、調査・設計にて既設 LED 設備もその耐用年数から今回リニューアルが必要と判断した照明についても対象灯数に加えるものとする。
 - イ 管理用のプレート又はステッカーの製造と貼り付け。

5 施工計画書

- (1) 受注者は、LED 化施工着手前に、最終提案書及び設計書に基づき、施工計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
- (2) 施工計画書作成・提出に際しては、調査・設計及び施工監理役割を担う構成員の照査を受けるものとする。
- (3) 施工計画書は、次の項目について作成しなければならない。また、担当職員がその他の項目について捕捉を求めた場合には、追記するものとする。
 - ア 全体施工工程表
 - イ 施設別施工工程表（同一所管課の複数の施設については合わせて作成も可とする）
 - ウ 現場組織表及び施工体系図
 - エ 緊急時の体制及び対応
 - オ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（再生資源利用・促進計画書）
 - カ その他（受注者、発注者が施工上必要な項目）
- (4) 変更施工計画書
受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、着手する前に変更に関する項目について、変更施工計画書を担当職員に提出しなければならない。また、この場合でも、調査・設計及び施工監理役割を担う構成員の照査を必要とする。

(5) 施工体制台帳

- ア 施工体制台帳を作成し、施工現場に備えるとともに、その写しを担当職員に提出する。
- イ 施工体系図は、各下請負者の施工の分担関係を表示し工事関係者が見やすい場所、公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを担当職員に提出しなければならない。
- ウ 施工体制台帳等変更時の処置
施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度、速やかに担当職員に提出しなければならない。

6 施工の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、施工につき総合的に企画、指導及び調整する。
- (2) 下請負者は営業停止、指名停止期間中でない。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有する。
- (4) 受注者は、地域の事情に精通した市内業者を優先的に活用するよう努めること。

7 連絡受付

受注者は、担当職員からの連絡受付を担う窓口を開設し、緊急的な事象についても現場の対応ができるよう、体制をとる。

8 施工現場発生品

受注者は、本業務中に発生した現場発生品については、担当職員の指示によるものとする。あわせて現場発生品調書を作成し、担当職員に提出しなければならない。

9 建設副産物

(1) マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される施工にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに担当職員に提示しなければならない。

(2) 再生資源利用計画

受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を施工現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め担当職員に提出しなければならない。

※「建設副産物の処理基準（案）（平成 20 年 4 月）栃木県県土整備部」による。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を施工現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め担当職員に提出しなければならない。

※「建設副産物の処理基準（案）（平成 20 年 4 月）栃木県県土整備部」による。

(4) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、施工完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」

を担当職員に提出しなければならない。

(5) 建設副産物情報交換システム（コブリス（COBRIS））

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、施工完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を担当職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用（計画・実施）書」及び「再生資源利用促進（計画・実施）書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、担当職員と協議しなければならない。

(6) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

ア 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下「建設リサイクル法」という）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

イ 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18に基づき、以下の項目を書面に記載し、担当職員に報告しなければならない。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面は「建設リサイクル法に関する事務処理の手引き（平成14年5月）」に定めた様式「再資源化等報告書」とする。受注者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設リサイクル法」第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

ウ 撤去した照明器具等に水銀などの有害な物質を含んでいることがあるため、処分は関係法令に遵守し、特に注意して処分する。また、作業中に撤去した照明器具を破損させた場合は、有害な物質が拡散しないよう対応できる準備をする。

(7) 建設副産物関係書類等の作成及び提出

ア 建設廃棄物の処分にあたって、排出受注者（元請業者）は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出する。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出する。

イ 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、担当職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受ける。

(8) 建設副産物の管理及び再生材の利用

受注者は、「建設副産物の処理基準（案）」及び「再生材の利用基準」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

10 施工現場管理

(1) 一般項目

受注者は、施工にあたっては、品質及び出来形が契約図書に適合するよう、十分な施工現場管理をしなければならない。

(2) 掲示板の設置

受注者は、施工に先立ち施工現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、施工名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、施工完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、担当職員の承諾を得て省略することができる。

(3) 記録及び関係書類

契約図書に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、施工完了時に担当職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で担当職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

1 1 材料確認

最終提案書及び設計書で定めた材料であるかについて、カタログ、メーカー等からの納品書や写真等により、担当職員の確認を得ること。また、担当職員は必要に応じて臨場により確認することがある。

1 2 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と担当職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

1 3 環境対策

(1) 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(2) 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ担当職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時担当職員に報告しなければならない。

(3) 注意義務

受注者は、施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を担当職員に提出しなければならない。

(4) 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する受注者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければ

ならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

(5) 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を契約図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

(6) 特定調達品目

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、業務ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、担当職員から指示された場合は、その調達実績の集計結果を担当職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる契約図書の変更については、担当職員と協議するものとする。

1.4 施工手順（屋外）

屋外の施工は、現場での安全を最優先し以下の手順にて行うこととする。

- (1) 施工に先立ち、発注者からの指導及び関係諸法規を遵守した内容により、関係部署への届け出を行い、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工管理を実施すること。
- (2) 関係部署の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工・施工現場管理を実施すること。
- (3) 高所作業車、ローリングタワーの操縦及び組み立ては、それぞれの資格保持者が行うこと。
- (4) 施工場所の安全確保として、現場に応じた交通誘導員を配慮し、且つ照明施工を実施していることの注意表示（立て看板等）を行うこと。
- (5) LED照明取付に合わせて、周辺機器の種類や状態（故障の有無等）を確認すること。
- (6) 破損しないように配慮し既設照明器具を取り外し、LED照明を取り付けること。
- (7) 取り付け後は器具の落下防止措置を施すこと。（但し、構造上落下防止措置が不要な場合なこの限りではない）
- (8) 照明機器と接続する配線は、容量に応じた新規ケーブルを使用すること。
- (9) 施工後に変更、追加された情報について、調査・設計編で作成した照明施設管理用データに反映し、更新する。また、位置の変更や撤去、本業務以外における管理移管や照明新設等があった場合は、照明位置図の更新も併せて行うこと。
- (10) 設置完了後は、試験点灯を行う。
- (11) 作業現場の状況で機器類の取り付けが困難な場合や配線不良または周辺機器の故障等が発覚した場合など、安全性などに疑義が生じると判断した場合は、担当職員に報告するとともにその対応について協議する。

1 5 施工手順（屋内）

屋内の施工は、それぞれの施設管理者と日程調整を行い、現場での安全を最優先し以下の手順にて行うこととする。

- (1) 施工に先立ち、施設管理者からの指導及び日程表の提出を行い、施設利用者に配慮した計画の策定及び施工を実施すること。
- (2) 足場等の組み立て及び設置は、それぞれの資格保持者が行うこと。
- (3) 施設内の安全確保として、照明施工を実施していることの注意表示（立て看板等）を行うこと。
- (4) LED照明取付に合わせて、周辺機器の種類や状態（故障の有無等）を確認すること。
- (5) 破損しないように配慮し既設照明器具を取り外し、LED照明を取り付ける。
- (6) 取り付け後は器具の落下防止措置を施すこと。
- (7) 照明機器と接続する配線は、容量に応じた新規ケーブルを使用すること。
- (8) 施工後に変更、追加された情報については、調査・設計編で作成した照明施設管理用データに反映し、更新する。また、位置の変更や撤去、本業務以外における管理移管や照明新設等があった場合は、照明位置図の更新も併せて行うこと。
- (9) 設置完了後は、試験点灯を行う。
- (10) 作業現場の状況で機器類の取り付けが困難な場合や配線不良または周辺機器の故障等が発覚した場合など、安全性などに疑義が生じると判断した場合は、担当職員に報告するとともにその対応について協議する。

1 6 管理プレート等の設置

- (1) 個々の識別を行うための管理プレート又はステッカーを、独立柱1本に対し1枚、屋内照明に関しては部屋毎に1枚以上設置することを基本とするが、担当職員と協議の上決定し設置する。
- (2) 既設LED照明に対しても本業務で更新した照明器具との識別が可能となるよう、照明施設管理用データを含め整理する。
- (3) 管理プレート又はステッカーの規格・仕様等は、耐候性に優れた素材を使用すること。また、視認性の高いデザインを設計し担当職員の承認を得ること。
なお、記載すべき事項及びサイズ・デザインは、担当職員と協議の上、決定すること。

1 7 写真管理

写真の管理は、屋外照明は1基毎に、屋内照明については1部屋毎と種類毎に、着手前と施工後について各1枚以上撮影する。その他必要に応じての写真は適宜撮影することとし、撮影項目、撮影頻度、撮影方法、提出媒体等は、担当職員と協議の上、決定すること。

1 8 完了報告書

事業者は、照明機器の設置が全て完了したときは、遅滞なく完了報告書及び設置機器一覧表を、対象施設毎に履行完了を証明する資料等と一緒に本市に提出すること。なお、この図書の作成については、施設単位で作成し且つ部署（所管課）ごとにまとめファイルに綴じこむこととする。

また、記載内容については設置した照明灯具の姿図（CAD）、施工前後写真、管理プレート等

の写真及び全景写真と照明施設の配置図を必須とする。

その他、完成図書の内容及び構成等については、担当職員に確認の上、作成するものとする。

1 9 電力契約の変更

- (1) 本業務により対象となっている照明施設（調査・設計及び施工編において不一致不整合が発覚したものの契約変更の手続きも含まれる）について、電気料金の使用電力区分を変更できるものについては、受注者の責任において電力会社の契約変更手続きを行うこととする。
- (2) 契約変更手続きを実施した証を担当職員に提出する。
- (3) 契約種別の変更については、あらかじめ担当職員の承認後に行う。

2 0 省エネルギー効果・検証

- (1) 省エネルギー効果の検証方法は受託者が立案し、担当職員へ提出し、承認を得る。
- (2) 照明設備のエネルギー使用量を集計し、省エネルギー効果の集計を行う。
- (3) 使用エネルギーに関する換算値等は、電気における一次エネルギー換算値、二酸化炭素排出係数の設定する根拠を示し、その使用に当たっては最新版とする。
- (4) CO₂ 排出量の算出については、佐野市役所地球温暖化対策実行計画に記載されている手法での算出を必須とする。

2 1 照明施設管理用データの更新

調査・設計完了時から施工終了までに、各照明施設に新たな事象（増減等）が発生した場合には、照明施設管理用データの更新を行い、担当職員に提出することとする。なお、この照明施設管理用データの作成については、施設単位で作成し且つ部署（所管課）ごとにまとめるものとする。

【別紙1】対象公共施設一覧表

No.	所管課	施設名	台数 (台)	灯数 (灯)	備考
1	学校管理課	佐野小/佐野こどもクラブ	45	86	避難所
2	学校管理課	天明小	59	97	避難所
3	学校管理課	植野小	789	1,231	避難所
4	学校管理課	界小	477	757	避難所
5	学校管理課	犬伏小/第2・3犬伏こどもクラブ	799	1,265	避難所
6	学校管理課	犬伏東小	570	951	避難所
7	学校管理課	城北小	972	1,611	避難所
8	学校管理課	旗川小/第2旗川こどもクラブ	69	114	避難所
9	学校管理課	吾妻小	47	60	避難所
10	学校管理課	赤見小/第2赤見こどもクラブ	407	663	避難所
11	学校管理課	石塚小/第2石塚こどもクラブ	674	1,109	避難所
12	学校管理課	出流原小/出流原こどもクラブ	333	557	避難所
13	学校管理課	田沼小	721	1,132	避難所
14	学校管理課	吉水小	412	699	避難所
15	学校管理課	栃本小	372	587	避難所
16	学校管理課	多田小/多田こどもクラブ	379	683	避難所
17	学校管理課	旧戸奈良小学校	51	76	避難所
18	学校管理課	南中	705	1,100	避難所
19	学校管理課	北中	1,062	1,788	避難所
20	学校管理課	赤見中	739	1,248	避難所
21	学校管理課	田沼東中	938	1,509	避難所
22	学校管理課	城東中	68	94	
23	学校管理課	葛生義務教育学校	48	48	
24	学校管理課	あそ野学園義務教育学校	48	48	
25	市民課	野上支所/野上地区公民館/野上基幹集落センター	160	244	避難所
26	市民課	新合支所	18	21	避難所
27	市民課	飛駒支所/飛駒地区公民館/飛駒基幹集落センター	139	200	避難所
28	農政課	三好生活改善センター/三好地区公民館	66	106	避難所
29	保育課	くずう保育園	281	362	避難所
30	生涯学習課	赤見支所/赤見地区公民館・赤見地区コミュニティセンター/赤見こどもクラブ	374	557	避難所
31	生涯学習課	中央公民館・佐野地区公民館	684	981	避難所
32	生涯学習課	植野地区公民館・植野地区コミュニティセンター	398	702	避難所
33	生涯学習課	界地区公民館/第3界こどもクラブ	231	422	避難所
34	生涯学習課	犬伏地区公民館	415	787	避難所
35	生涯学習課	城北地区公民館	332	427	避難所
36	生涯学習課	旗川地区公民館・旗川地区コミュニティセンター	196	327	避難所
37	生涯学習課	吾妻地区公民館・吾妻地区コミュニティセンター	170	277	避難所
38	生涯学習課	田沼中央公民館/田沼保健センター/田沼老人福祉センター	871	1,028	避難所
39	生涯学習課	田沼地区公民館	64	87	避難所
40	生涯学習課	葛生文化センター・葛生地区公民館/葛生化石館	1	1	避難所
41	生涯学習課	氷室地区公民館	43	54	避難所
42	生涯学習課	栃本地区コミュニティセンター/栃本地区公民館	21	32	避難所
43	生涯学習課	会沢地区コミュニティセンター	158	211	避難所
44	生涯学習課	佐野市立図書館・視聴覚ライブラリー	606	796	
45	生涯学習課	田沼南部地区公民館	19	22	
46	生涯学習課	作原野外活動施設	323	538	
47	生涯学習課	山園地区コミュニティセンター	24	36	
48	生涯学習課	田沼図書館	308	556	
49	生涯学習課	葛生図書館	126	126	
50	生涯学習課	田沼北部地区コミュニティセンター/田沼北部地区公民館	48	72	
51	生涯学習課	戸奈良地区コミュニティセンター/戸奈良地区公民館	60	96	
52	生涯学習課	田沼旗川緑地会館	46	67	
53	財産活用課	旧三好小学校	443	735	避難所
54	財産活用課	旧船津川小学校	256	464	避難所
55	財産活用課	旧常盤中学校	533	847	避難所
56	財産活用課	佐野市役所	441	729	
57	いきいき高齢課	遠原の里福祉センター・遠原の里デイサービスセンター	165	248	避難所
58	スポーツ推進課	佐野武道館	128	231	避難所
59	スポーツ推進課	佐野市運動公園	1,014	1,243	
60	教育センター	教育センター/吾妻こどもクラブ	531	750	避難所
61	健康増進課	葛生あくど保健センター/葛生あくどデイサービスセンター・福祉センター・高齢者生きがい工房	459	654	避難所
62	産業政策課	佐野駅前交流プラザ/佐野駅前交流広場/子育て支援まちなかプラザ	161	255	避難所
63	都市計画課	佐野駅自由通路	117	126	
64	田沼行政センター	田沼行政センター/男女共同参画推進センター/田沼行政センターバス待合所	431	506	
65	葛生行政センター	葛生行政センター	150	153	
		合計	21,795	33,589	